

有限責任中間法人 日本出版データセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、有限責任中間法人 日本出版データセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区袋町6番地日本出版クラブ会館内におく。

(目的)

第3条 この法人は、出版情報および出版業界システムの基盤整備を図り、出版および関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 出版情報等の標準フォーマットの作成と普及促進
2. 出版情報の収集と配信
3. 出版情報提供者の情報システム基盤整備の支援
4. 電子データ交換システム基盤整備の支援
5. その他、本センターの目的を達成するために必要な事項

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所での公示をもって行う。

第2章 基金

(基金の総額)

第6条 この法人の基金の総額は、金300万円とする。

(拠出金1口の金額)

第7条 この法人の拠出金1口の金額は、金5万円とする。

(拠出者の権利)

第8条 この法人の基金拠出者は、次の権利を得る。

1. 基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない
2. 第24条の最初の役員の資格
3. 第10条の設立社員の資格

(基金の返還)

第9条 この法人の基金の返還は、総会決議に基づいて行う。

第3章 社員

(社員の種類)

第10条 この法人は、次の社員によって構成される。

1. 設立社員 この法人の目的・事業に賛同し、基金の拠出、あるいは社員として設立を支援して入会した個人・団体
2. 一般社員 この法人の目的・事業に賛同し、事業を利用するために入会した個人・団体

(一般社員の資格)

第11条 この法人の一般社員は、本センターの目的・事業に賛同し、入会申込書の提出があったもので、理事会が承認したものとする。

(社員資格の喪失)

第12条 この法人の社員は、次の事由によって社員資格を失うものとする。

1. 退会届を提出したとき
2. 破産の宣告をうけたとき
3. 本人が死亡、または法人たる社員が解散したとき、もしくは事業を譲渡したのち承継者の届出がないとき
4. 経費の負担を6か月以上滞納し、かつ、理事会において退会を認めたとき
5. 第13条により除名されたとき

(除名)

第13条 社員がこの法人の名誉を傷つけ、または、この法人の目的に反する行為を行ったときは、社員総会の決議を経て、除名することができる。

(経費の負担)

第14条 この法人の一般社員は、社員総会の決議による経費を負担する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第15条 この法人は、毎年6月に定時社員総会を開き、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第16条 社員総会は、理事が招集するものとする。
2. 理事が数人あるときは、その過半数で決し召集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第18条 総会決議の方法は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第19条 各社員は、1個の議決権を有する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員をおく。
1. 理事 2名以上
2. 監事 1名以上

(理事・監事の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

(代表理事)

第22条 この法人に、代表理事1名をおく。
2. 代表理事は、理事の互選による。

第6章 計 算

(事業年度)

第23条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 附 則

(最初の役員)

第24条 この法人の最初の役員は、次のとおりとする。

東京都千代田区三番町2番地2

理 事 相賀 昌宏

愛媛県松山市湊町4丁目6番地6

理 事 井門 照雄

千葉県鎌ヶ谷市丸山3丁目6番地8

理 事 橋 昌利

東京都新宿区矢来町7-1

理 事 佐藤 隆信

東京都江東区富岡2丁目7番地10

理 事 横山 桂

埼玉県さいたま市南中丸1-1-71番地5

監 事 小島 俊一

代表理事 相賀 昌宏

(最初の事業年度)

第25条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成15年3月31日までとする。

(最初の理事の任期)

第26条 この法人の最初の理事の任期は、任期中に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会終結の時点までとする。

(その他)

第27条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

以上、有限責任中間法人 日本出版データセンターを設立するため、この定款を作成し、各社員が次に記名押印する。

平成14年4月3日

東京都千代田区神田駿河台1丁目2番地
日本書店商業組合連合会 会長 萬田貴久

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番地
社団法人 日本出版取次協会 会長 菅 徹夫

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番地
社団法人 日本雑誌協会 理事長 角川歴彦

東京都新宿区袋町6番地
社団法人 日本書籍出版協会 理事長 渡邊隆男

東京都中央区新川1丁目11番14号
社団法人 日本図書館協会 理事長 竹内 愼

<p>平成14年登簿第 47 号</p>	
<p>この定款の社員日本書店商業組合連合会（代表理事 萬田貴久）外4名の代理人本間広政は、本職の面前に おいて、各本人は自己の記名押印を自認している旨陳 述した。</p>	
<p>_____</p>	
<p>上記を認証する。 _____</p>	
<p>平成14年4月5日本職役場において。</p>	
<p>東京都千代田区鍛冶町1丁目9番4号</p>	
<p>東京法務局所属</p>	
<p>公証人</p>	<p>吉野 勝夫</p>